

トルコ特許商標庁 (T U R K P A T E N T) (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 T R. I
P C T出願用国内様式	附属書 T R. II
委 任 状	附属書 T R. III

略語のリスト

国内官庁：	トルコ特許商標庁 (Turkpatent)
I P L：	産業財産に関する2017年1月10日の法律No. 6769
Law T P I：	トルコ特許商標庁 (Turkpatent) の設立及び機能に関する法律No. 5000

指定（又は選択）官庁 TR	トルコ特許商標庁 (TURKPATENT) 国内段階に入るための要件の概要	概要 TR
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30か月 ¹ PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30か月 ¹	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	国内官庁は「相当な注意」の基準に基づき権利回復を認める	
権利回復手数料	TRY 9,990	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ²	トルコ語	
要求される翻訳文 ²	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、補正されたもののみ、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれかが補正された場合には、国際予備審査報告の附属書により補正されたもののみ）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか?	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか?	国内官庁に問合せされたい	
国内手数料 ³	通貨：トルコ・リラ（TRY） 特許： 出願手数料 TRY 5,800 特許付与証手数料 TRY 1,050 第3年度の更新手数料 TRY 1,050 権利回復 TRY 5,730 実用新案： 出願手数料 TRY 3,630 特許付与証手数料 TRY 1,050 第3年度の更新手数料 TRY 860 権利回復 TRY 5,730	
国内手数料の免除、減額又は払戻し	なし	

[次頁に続く]

- 出願人が国内段階移行の繰延べを請求するための手数料を支払う場合には優先日から33か月。
- 国内段階移行日から2か月以内に提出しなければならない。
- PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。ただし国内手数料については、国内段階移行日から3か月以内に支払可能であり、この場合には同期間内に国内手数料と併せて追加手数料を支払うことを条件とする。

TR	トルコ特許商標庁 (TURK PATENT) (続き)	TR
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2) ⁴	出願人が発明者でない場合には、出願人の特許出願に対する権利を正当化する説明書⁵ 出願人が優先権の権利者でない場合には、出願人の特許出願に対する権利を正当化する説明書⁵ 出願人が国際出願の出願人と異なる場合には、出願人の特許出願に対する権利を正当化する説明書 国際出願日の前又は優先権が主張されている場合には、優先日の前の12か月以内における、不正使用による開示、特定展示会での開示及び出願人による開示を原因とするような不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する証拠 国内段階移行後に出願人の名義が変更された場合には、譲渡証及び委任状 出願人がトルコに居住していない場合には、代理人の選任	
誰が代理人として行為できるか？	受理官庁に対する手続のために弁理士として登録されている自然人又は法人	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか (PCT規則49の3.1)？	国内官庁は「相当な注意」の基準に基づき優先権回復の効果を認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)？	認める。国内官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。	

4 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

5 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

国内段階の手続

TR. 01 国内段階へ移行するための様式

国内官庁は国内段階移行用の特別な様式を用意している（附属書TR. II 参照）。この様式を使用することが望ましい（義務ではない）。国内官庁は更に、同庁のオンライン出願システム（E P A T S）を利用して電子的に提出可能である、国内段階移行用の特別な様式も用意している。国内官庁はE P A T Sを利用するよう出願人に強く推奨している。この様式は国内官庁のウェブサイト <https://epats.turkpatent.gov.tr/run/TP/EDEVLET/giris> から入手可能である。

TR. 02 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6. 002及び6. 003項を参照）。

TR. 03 手続言語

手続言語はトルコ語である。

TR. 04 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書TR. I に概説されている。

TR. 05 委任状

代理人を選任する場合、委任状を提出しなければならない。特別な事情のない限り、委任状の写しの提出は必要ない。見本は附属書TR. III に示されている。

IPL Art. 95

TR. 06 方式審査

国内官庁は方式審査を行う。審査の結果、出願に方式上の欠陥又はその他の不特許事由が含まれていることが判明した場合、国内官庁は補充・補正を出願人に求める。

IPL Art. 97

TR. 07 公 開

出願は、トルコ語翻訳文の提出後すみやかに公開される。

TR. 08 調査請求

国際調査報告が作成されている場合、特別な調査請求及び調査手数料の支払は不要である。国際調査報告が作成されていない場合には、特別な調査請求を行い、該当する調査手数料を支払わなければならない。調査手数料の額については附属書TR. I に表示されている。

IPL Art. 98

TR. 09 審査請求

出願人は調査報告の利用可能性に関する通知の日から3箇月以内に審査請求を行い、手数料（附属書TR. I 参照）を支払わなければならない。これを行わない場合、出願は取り下げられたものとみなされる。国内官庁は特許出願及びそれに関係する発明が知的所有権法No. 6769の要件を充足しているのか審査する。充足していない場合、国内官庁は意見書提出及び出願の補正を行うよう出願人に通知する。ただし、この通知は3回以内となる。出願人が国内官庁からの通知に適時に応答しない場合、出願は取り下げられたものとみなされる。

IPL Art. 91

TR. 10 出願の分割

出願が発明の単一性を欠いている場合、出願人は、国内段階に移行した国際出願と同一の出願日及び優先権主張日が認められる分割出願を行うよう求められる。

PCT Art. 28

41
IPL Art. 103

TR. 11 補正及び訂正及びその時期

特許出願の主題が出願時の開示範囲を超えないことを条件として、特許出願の補正が可能である。異議申立が行われた場合には、国内官庁が異議に関する最終決定を行う前であれば、特許によって与えられた保護範囲を拡張しないことを条件として、特許を補正することができる。

IPL Art.	101(2)	TR. 12 年 金 年金は第3年度以降の各年について支払う。年金は国際出願日の各年の応当日が支払期日となる。適用される期間内に支払われなかった年金は、割増料の支払を条件として、その期間終了日から6箇月以内に支払うことができる。この特定期間内に、年金が遅延支払の割増料を伴い支払われない場合、特許は失効する。特許権者の請求に基づき、回復手数料の支払を条件として、特許は回復可能である。
PCT Art.	25	TR. 13 PCT第25条の規定に基づく検査 関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。
PCT Rule	51	
Law TPI Art.10		
PCT Art.	24(2)	TR. 14 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容 国内段階6.022から6.027項を参照。
	48(2)	
PCT Rule	82bis	
PCT Rule	49ter.2	TR. 15 優先権の回復 先の出願の優先権主張期間の終了から2箇月以内に国際出願が行われた場合には、国内法に従い、国内官庁に対して優先権の回復を請求することができる（国内段階6.006から6.011項を参照）。この請求は、状況において要求される相当の注意を払ったが、12箇月の優先期間内に出願が行われなかった旨に国内官庁が納得した場合、認められる。優先権回復手数料の額については附属書TR. I に表示されている。
PCT Rule	49.6	TR. 16 権利回復 出願人は、国内官庁が指定した期間を遵守しなかった場合、期間不遵守に関する通知から2箇月以内に特許出願の手続続行を請求することができる。出願人又は特許権者は、状況において要求される相当の注意を払ったが、国内官庁が指定した期間を遵守できず、その期間不遵守の結果として、特許出願の拒絶、出願の取下げ擬制、第99条に基づく特許の取消、又はその他の権利喪失となる場合には、請求に基づき自身の権利が回復される。権利回復請求は書面で行う。期間不遵守の理由解消から2箇月以内であって、遅くとも不遵守となった期間の終了から1年以内に、所定の手数料を支払う。
IPL Art.	107	
IPL Art.	86	TR. 17 追加特許 追加特許に関して、主特許の出願は進歩性の評価において技術水準とみなされない。
IPL Art.	104	TR. 18 特許から実用新案、及び実用新案から特許への出願変更 特許出願は実用新案出願に変更可能であり、その逆も認められる。適用される手数料の額は附属書TR. I を参照されたい。

手 数 料

(通貨：トルコ・リラ (TRY))

特 許

出願手数料	5,800
出願期間の延長手数料	2,940
期間延長請求手数料	270
調査報告請求手数料	
(i) 自然人については出願10件まで、大学については出願100件まで	870
(ii) 上述した(i)の範疇に該当しない出願人	1,780
審査報告請求手数料	
(i) 自然人については出願10件まで、大学については出願100件まで	870
(ii) 上述した(i)の範疇に該当しない出願人	1,780
付与証手数料 ¹	1,050
実用新案出願から特許出願への変更手数料	150
実用新案出願から特許出願に変更する場合の調査報告手数料	1,080
欧州特許出願の請求の範囲のトルコ語翻訳文公表手数料	5,560
欧州特許明細書のトルコ語翻訳文の公表手数料	8,910
欧州特許明細書のトルコ語翻訳文公表の繰延べ手数料	5,040
手続続行手数料	1,440
権利回復（復活）手数料	5,730
権利回復手数料（PCT規則49.6）	9,990
優先権回復手数料	5,730

1 知的所有権法No. 6769, 第98条(7)及び第143条(10)の規定によると, 特許付与の言及の公告に関して付与証手数料の支払は要求されない。特許付与の言及の公告後, 請求に基づき, 特許・実用新案証の作成手数料(付与手数料)の支払を条件として, 特許権者はこの証明書を受領する。

年金：

－第2年度 ²	1,030
－第3年度 ²	1,050
－第4年度.....	1,210
－第5年度.....	1,710
－第6年度.....	2,160
－第7年度.....	2,400
－第8年度.....	2,680
－第9年度.....	2,910
－第10年度.....	3,180
－第11年度.....	3,600
－第12年度.....	4,180
－第13年度.....	4,810
－第14年度.....	5,440
－第15年度.....	6,250
－第16年度.....	6,830
－第17年度.....	7,580
－第18年度.....	8,100
－第19年度.....	8,540
－第20年度.....	8,900

年金の遅延支払の割増料..... 年金支払額+TRY 1

年金支払の回復手数料..... 年金支払額の1.5倍

実用新案

出願手数料.....	3,630
出願期間の延長手数料.....	1,840
回復請求期間の延長手数料.....	6,270
期間延長請求手数料.....	270
付与証手数料 ³	1,050
特許出願から実用新案出願への変更手数料.....	150
実用新案出願の調査報告請求手数料	
(i) 自然人については出願10件まで、大学については出願100件まで.....	870
(ii) 上述した(i)の範疇に該当しない出願人.....	1,780
実用新案出願から特許出願に変更する場合の調査報告手数料.....	1,080
手続続行手数料.....	1,440
権利回復手数料.....	5,730

2 2017年1月10日より前に国内段階に移行した国際出願について、年金は第2年度以降の各年について支払う。2017年1月10日以降に国内段階に移行した国際出願について、年金は第3年度以降の各年について支払う（知的所有権法No. 6769, 第101条(2)参照）。

3 脚注1を参照。

年 金：

－第2年度	840
－第3年度	860
－第4年度	990
－第5年度	1,340
－第6年度	1,680
－第7年度	1,870
－第8年度	2,030
－第9年度	2,220
－第10年度	2,430

年金の遅延支払の割増料

年金支払額の約1.25倍正確な額は国内官庁のウェブページを参照

年金支払の回復手数料

年金支払額の約1.5倍正確な額は国内官庁のウェブページを参照

手数料の支払方法

支払はトルコ特許商標庁（Turkpatent）の次の口座に銀行振替によって行うことができる。

Ziraat Bankası

TRY:	SWIFT: TCZBTR2A	IBAN: TR450001001745342721325280
USD:	SWIFT: TCZBTR2A	IBAN: TR280001001745342721325295
EUR:	SWIFT: TCZBTR2A	IBAN: TR980001001745342721325296
CHF:	SWIFT: TCZBTR2A	IBAN: TR710001001745342721325297

Halk Bankası

TRY:	SWIFT: TRHBTR2A	IBAN: TR340001200940900006000004
USD:	SWIFT: TRHBTR2A	IBAN: TR400001200940900053000082
EUR:	SWIFT: TRHBTR2A	IBAN: TR200001200940900058000016
CHF:	SWIFT: TRHBTR2A	IBAN: TR630001200940900073000001

Vakıflar Bankası

TRY:	SWIFT: TVBATR2A	IBAN: TR180001500158007283203102
USD:	SWIFT: TVBATR2A	IBAN: TR140001500158048015066717
EUR:	SWIFT: TVBATR2A	IBAN: TR090001500158048015066710
CHF:	SWIFT: TVBATR2A	IBAN: TR150001500158048015066699

様式（附属書TR. II－III）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 TR. II PCT出願用国内様式

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_tr.pdf

附属書 TR. III 委任状

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_III_tr.pdf